

令和2年度における 子ども・子育て支援新制度に関する 概算要求の状況について

内閣府子ども・子育て本部
厚生労働省子ども家庭局
文部科学省初等中等教育局

子ども・子育て支援新制度に関する概算要求の姿（内閣府）

（単位：億円）

区 分	令和元年度 当初予算額 (A)	令和2年度 概算要求額 (B)	増減額 (C) ((B) - (A))	増減率 (C) / (A)
一 般 会 計	22,630	22,511	119	0.5%
年金・医療等の経費	22,109	22,008	101	0.5%
その他の経費	522	503	18	3.5%
年金特別会計 子ども・子育て支援勘定	28,834	28,732	101	0.4%
児童手当	13,488	13,386	102	0.8%
子どものための教育・ 保育給付等	11,852	11,853	1	0.0%
地域子ども・子育て 支援事業	1,474	1,474	0	0.0%
仕事・子育て 両立支援事業費	2,020	2,020	0	0.0%

〔計数は、それぞれ四捨五入になっているので、端数において合計と一致しないものがある。〕

消費税率引上げに伴う社会保障の充実（消費税引上げ以外の財源も含む）、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）で示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保」については、社会保障改革プログラム法第28条に規定する消費税・地方消費税の収入及び社会保障の重点化・効率化の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討する。

事業主拠出金が充当される子どものための教育・保育給付等、地域子ども・子育て支援事業、仕事・子育て両立支援事業費等については、予算編成過程で検討する。

令和2年度における社会保障の充実について

令和2年度の「社会保障の充実」については、予算編成過程で検討する。

(考え方)

- 概算要求段階では、消費税率引上げに伴う増収額、社会保障の充実に充てることができる重点化・効率化の財政効果について正確な見積もりができないこと。
- 概算要求段階では、社会保障の充実の所要額の増加について正確な見積もりができないこと。

(注1) 消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増(子ども・子育て支援については消費税率引上げ以外の財源の確保も含む)についても、予算編成過程で検討する。

(注2) 予算編成過程で検討するため、概算要求段階では、社会保障の充実等について、機械的に前年度同額を要求する。

[参考] 令和元年度における社会保障の充実

事 項	事 業 内 容	令和元年度予算額(公費ベース)	
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	6,526億円	
	社会的養育の充実	474億円	
	育児休業中の経済的支援の強化	17億円	
医療・介護	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等		
	・ 地域医療介護総合確保基金(医療分)	1,034億円	
	・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分	476億円	
	地域包括ケアシステムの構築		
	・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)	824億円	
	・ 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分(介護職員の処遇改善等)	1,196億円	
	・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	534億円	
	医療情報化支援基金の創設	300億円	
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612億円
		国民健康保険への財政支援の拡充	3,436億円
被用者保険の拠出金に対する支援		700億円	
70歳未満の高額療養費制度の改正		248億円	
介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化		900億円	
難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用等	2,089億円	
年金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	644億円	
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	61億円	
	年金生活者支援給付金の支給	1,859億円	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税増収分(1.68兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(0.51兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(2.19兆円)の財源を確保。

(注3) 保育士の処遇改善については、「社会保障の充実」における全職員を対象とした3%の処遇改善を実施(平成27年度)。このほか、「社会保障の充実」とは別に、平成29年度から全職員を対象とした2%の処遇改善を行うとともに技能・経験に応じた月額最大4万円の処遇改善を行うなど、取組を進めている。

(注4) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分については全額内閣府に計上。

(注5) 財政安定化基金の積立分160億円を含む(平成30年度の積増しにより国民健康保険制度の改革の実施に必要な積立総額2,000億円を確保済み)。

令和2年度における「新しい経済政策パッケージ」について

令和2年度の「新しい経済政策パッケージ」については、予算編成過程で検討する。

(考え方)

- ・ 概算要求段階では、消費税率引上げに伴う増収額について正確な見積もりができないこと。
- ・ 概算要求段階では、新しい経済政策パッケージの所要額の増加について正確な見積もりができないこと。

(注) 予算編成過程で検討するため、概算要求段階では、新しい経済政策パッケージについて、機械的に前年度同額を要求する。

新しい経済政策パッケージについて(平成29年12月8日閣議決定)(抜粋)

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の増収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

[参考] 令和元年度における新しい経済政策パッケージ

(単位: 億円)

事 項	事 業 内 容	令和元年度 予算額 (公費ベース)
待機児童の解消	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。 ・ 保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む(2019年4月から更に1%(月3000円相当)の賃金引上げ)。 	536
幼児教育・保育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳から5歳までの全ての子どもたち及び0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を2019年10月から無償化。 	3,882
介護人材の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も新たに認める(2019年10月実施)。 	421

この他、消費税率引上げに関連して、2019年度において、後期高齢者医療制度の保険料(均等割)の軽減特例の見直し及び幼児教育・保育無償化に係る自治体の事務費・システム改修費の補助を実施する。

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子どもたち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの企業主導型保育事業の利用者負担を助成する事業を含む。)と保育所等の運営費(0歳から2歳までの子どもに相当する部分)には、別途、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を充てる。

(注3) 就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を行う。

(注4) 幼児教育・保育の無償化に係る令和元年度の地方負担分は全額特例交付金により補填。

(注5) 障害福祉人材について、介護人材と同様の処遇改善を行う観点から対応を行う。

(注6) 「待機児童の解消」及び「幼児教育・保育の無償化」の国分、幼児教育・保育無償化に係る自治体の事務費・システム改修費については全額内閣府に計上。

「令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」 (令和元年7月31日閣議了解)の骨子

令和2年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」を踏まえ、引き続き、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。

1. 要求

- 年金・医療等については、前年度当初予算額に高齢化等に伴ういわゆる自然増(5,300億円)を加算した範囲内で要求。ただし、増加額について、「経済・財政再生計画 改革工程表」に沿って着実に改革を実行していくことを含め、合理化・効率化に最大限取り組み、高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指すこととし、その結果を令和2年度予算に反映させる。
- 地方交付税交付金等については、「新経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。
- 義務的経費については、前年度当初予算のうち通常分(「臨時・特別の措置」を除いたものをいう。以下同じ。)の額と同額を要求。義務的経費を削減した場合には同額を裁量的経費で要求可。国勢調査に必要な経費の増等については加減算。
- その他の経費については、前年度当初予算のうち通常分の額の100分の90(「要望基礎額」)の範囲内で要求。
- 予算の重点化を進めるため、「基本方針 2019」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」等を踏まえた諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け、各省は、前年度当初予算のうち通常分におけるその他の経費に相当する額と要望基礎額の差額に100分の300を乗じた額及び義務的経費が前年度当初予算のうち通常分の額を下回る場合にあっては、当該差額に100分の300を乗じた額の合計額の範囲内で要望。

2. 予算編成過程における検討事項

- 要求・要望について、これまでの安倍内閣の歳出改革の取組を基調とした効率化を行う。その上で、「新しい日本のための優先課題推進枠」において要望された経費については、「新経済・財政再生計画」における歳出改革の取組を継続するとの方針を踏まえ措置する。
- 消費税率引上げに伴う増(これまで定められていた社会保障の充実、「新しい経済政策パッケージ」で示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保」等)については、前年度当初予算の例に基づき所要の額を要求するものとし、その対前年度からの増加の取扱いについては、予算編成過程で検討する。
- 消費税率引上げ前後の需要変動の平準化を図り、経済の回復基調に影響を及ぼさないように万全を期す観点から、歳出改革の取組を継続するとの方針とは別途、消費税率引上げの需要変動に対する影響の程度や最新の経済状況等を踏まえ、適切な規模の「臨時・特別の措置」を講ずる。その具体的な内容については、予算編成過程において検討する。

3. 要求期限

- 要求に当たっては8月末日の期限を厳守。

令和2年度内閣府予算概算要求の主要施策(子ども・子育て関係)

子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実)

(令和元年度予算額)

2兆8,834億円

(令和2年度概算要求・要望額)

2兆8,732億円+事項要求【年金特別会計】

子ども・子育て支援新制度の実施による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化、「子育て安心プラン」に基づく保育所等の受入児童数の拡大、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受入児童数の拡大などにより、子どもを生き育てやすい環境を整備する。

子ども・子育て支援新制度の実施(年金特別会計に計上)

2兆8,732億円+事項要求(2兆8,834億円)

教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実(一部社会保障の充実)

1兆3,327億円+事項要求(1兆3,326億円)

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)等に基づき、幼児教育・保育の無償化、保育士の処遇改善等を実施する。

子どものための教育・保育給付等

1兆1,853億円+事項要求(1兆1,852億円)

子どものための教育・保育給付交付金

1兆1,070億円+事項要求(1兆1,069億円)

- ・施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費)
- ・地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)

子どものための教育・保育給付費補助金

68億円+事項要求(68億円)

認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

子育てのための施設等利用給付交付金

714億円+事項要求(714億円)

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どものための教育・保育給付の対象とならない幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用した際に要する費用を支給する。

地域子ども・子育て支援事業

1,474億円+事項要求(1,474億円)

子ども・子育て支援交付金 1,304億円+事項要求(1,304億円)

市町村が地域の实情に応じて実施する事業を支援する。

- ・利用者支援事業
- ・延長保育事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)等

子ども・子育て支援整備交付金 170億円(170億円)

放課後児童クラブ及び病児保育施設への施設整備等を支援する。

主な事項要求

社会保障の充実

令和2年度における社会保障の充実(「量的拡充」及び「質の向上」)に係る経費については、予算編成過程で検討(消費税引上げ以外の財源も含む)。

新しい経済政策パッケージ等の実施

・幼児教育・保育の無償化

3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設等の費用の無償化に係る経費については、予算編成過程で検討。

・保育士の処遇改善に係る経費については、予算編成過程で検討。

企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援 2,020億円 (2,020億円)

「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

令和元年度における受け皿整備の進捗状況などの実施状況等を踏まえながら、予算編成過程で検討。

企業主導型保育事業 2,016億円(2,016億円)

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設を支援する。

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 3.8億円(3.8億円)

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

児童手当 1兆3,386億円(1兆3,488億円)

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

令和2年度厚生労働省予算概算要求の主要施策(子ども・子育て関係)

「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援など

(令和元年度予算額)

3,589億円

(令和2年度概算要求・要望額)

3,385億円

令和元年度予算額は、臨時・特別の措置を除く。また、令和2年度における臨時・特別の措置については、予算編成過程で検討する。
令和2年度要求額の減少は、児童扶養手当について、令和元年11月からの隔月支給(年3回 6回)に伴い、令和元年度予算に15か月分を計上したこと等による。

1. 保育の受け皿整備・保育人材の確保等

1,305億円(1,084億円)

待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備などを推進するとともに、保育を支える保育人材の確保のため、保育士宿舍借り上げ支援事業の拡充やICT導入支援による保育士の業務負担軽減を実施する。

保育の受け皿整備

994億円(787億円)

待機児童の解消に向け、保育の受け皿整備を進めるため、補助率の嵩上げ(1/2 2/3)等の支援について引き続き実施するとともに、賃貸物件を活用して保育所を設置する場合の改修費等の補助について、定員規模に応じた補助基準額を設定し、保育所等の受入児童数の拡大を図る。

保育人材確保のための総合的な対策

174億円(151億円)

保育士宿舍借り上げ支援事業について、子育て安心プラン実施計画の採択を受けている市区町村における対象者を10年目までのすべての常勤保育士に拡充するとともに、補助基準額を地域の実勢に応じた金額に見直す。

保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用を支援する。

多様な保育の充実

80億円(89億円)

医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、引き続きモデル事業として保育所等における看護師の配置や保育士の喀たん吸引等に係る研修の受講等への支援を実施するとともに、新たに医療的ケア児の受入れの判断をするための検討会設置等の事業費を支援する。

保育所等の園外活動時の安全確保 【一部再掲】

48億円(50億円)

交通事故から次世代を担う子どものかげがえのない命を守るため、保育支援者が園外活動時の見守り等を行うこと等により、子どもが集団で移動する際の安全確保を図る。

認可外保育施設の質の確保・向上 【一部再掲】

39億円(40億円)

認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置や、必要な知識・技能の修得及び資質の確保の研修の実施等、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組む。

指導監督基準について、職員配置基準は満たしているが設備基準を満たしていない認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等を支援する。

2. 子ども・子育て支援新制度の実施 内閣府において要求

教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実 【内閣府の再掲】

放課後児童クラブの受け皿整備【一部再掲】

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2021年度末までに約25万人分の受け皿を整備し待機児童の解消を目指し、2023年度末までに計約30万人分の受け皿の整備に向け、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。

3. ひとり親家庭等の自立支援の推進

1,782億円 (2,237億円)

ひとり親家庭等への就業・生活支援など総合的な支援体制の強化

134億円 (131億円)

「すくすくサポート・プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)に基づき、ひとり親家庭等の自立を支援するため、相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援、居場所づくり、親の資格取得支援、養育費確保支援など、ひとり親家庭等の支援策を着実に実施する。

母子・父子自立支援員や母子・父子自立支援プログラム策定員等の専門性の向上、母子生活支援施設を活用した相談支援の実施によるひとり親家庭等への相談支援体制の充実を図るとともに、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座費用に対する給付金の支給割合の見直し等を実施する。

自立を促進するための経済的支援

1,647億円 (2,106億円)

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当の支給や、ひとり親家庭の子どもが大学等に修学しやすい環境を整えるため、母子父子寡婦福祉資金貸付金の修学資金等に修学期間中の生活費等を加える。

令和2年度要求額の減少は、児童扶養手当について、令和元年11月からの隔月支給(年3回 6回)に伴い、令和元年度予算に15か月分を計上したこと等による。

4. 婦人保護事業の推進

240億円の内数(191億円の内数)

様々な困難な問題を抱える女性に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するとともに、DV対応と児童虐待対応との連携強化や婦人保護事業の運用面の改善に向けた取組の充実を図る。

婦人保護事業における支援体制の強化

若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談体制整備を支援するとともに、婦人保護施設を退所した者が気軽に立ち寄って悩みを相談できる集いの場の提供や、見守り支援を行うための生活支援員の配置、モデル事業として実施してきたDV被害者等自立生活援助事業の全国展開など、退所後支援の充実を図る。

さらに、婦人相談員の専門性の向上を図る観点から、国、地方公共団体等が実施する各種研修を積極的に受講できるよう、婦人相談員の研修派遣のための旅費、派遣中の代替職員の雇用に必要な経費への補助の創設や、研修実施主体の拡大を図る。

DV対応と児童虐待対応との連携強化

婦人保護施設において、学習指導員を配置するなどDV被害者等が同伴する子どもが適切に教育を受けられる体制整備や心理的ケアの体制強化を図る。また、婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもへの支援の充実を図るため、児童相談所等の関係機関と連携するコーディネーターを配置する。

5. 母子保健医療対策の推進

299億円(268億円)

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、母子保健に係る様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21」を基盤とし、地域における切れ目のない妊娠・出産等の支援を推進する。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図る。

「子育て世代包括支援センター」(運営費)については、利用者支援事業(内閣府において要求)を活用して実施

退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査、産後ケア事業等を推進する。予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が身近な地域で支援を受けられるよう、SNSを活用した相談支援や若年妊婦等への支援に積極的なNPOによるアウトリーチや、次の支援につなげるまでの緊急一時的な居場所の確保等を実施する。

妊娠期から、出産後の養育への支援が必要な妊婦等への支援体制を強化するため、産科医療機関や乳児院、婦人保護施設等において特定妊婦等を受け入れた場合の生活費や居場所を確保するための経費を補助する。

育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎妊婦や多胎育児家庭を支援するため、多胎児の育児経験者家族との交流会の開催や相談支援を実施し、また、多胎妊婦や多胎育児家庭のもとへ育児等サポーターを派遣し、産前や産後における日常の育児に関する介助等や、相談支援を行う。

健康教育事業において、学校で児童・生徒向けに性に関する教育等を実施する医師や助産師等に対し、わかりやすい講習方法や伝えるべき事項などの研修を行う。

聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、都道府県における新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査状況・精度管理等の実施を支援する。

不妊治療への助成

不妊治療の経済的負担を軽減するため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用への助成を引き続き行う。

子どもの死因究明に係る体制整備

子どもの死因究明(Child Death Review)について、制度化に向け、都道府県における実施体制を検討するため、モデル事業として関係機関による連絡調整、子どもの死因究明に係るデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用を支援する。

児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

(令和元年度予算額) (令和2年度概算要求・要望額)

1,637億円

1,725億円

児童相談所や市町村の子ども家庭支援体制の強化、一時保護所の環境整備、特別養子縁組・里親養育への支援の拡充や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進など「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日関係閣僚会議決定)を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化を迅速かつ強力に推進する。

児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、財源と合わせて、予算編成過程で検討する。

令和元年度予算額は、臨時・特別の措置を除く。また、令和2年度における臨時・特別の措置については、予算編成過程で検討する。

1. 児童虐待防止対策の推進

一時保護所の環境改善を含む児童相談所の抜本的な体制強化等

児童虐待防止対策の更なる推進に向けて、中核市・特別区における児童相談所の設置促進を図るとともに、弁護士・医師・警察OBの配置促進、SNS等を活用した相談窓口の増設、児童福祉司等に対する研修の充実など、児童相談所における体制強化を図るための支援等を行う。

また、一時保護児童の受入体制を充実するとともに、通園・通学ができない子どもに対する学習支援体制の確保など、一時保護所における環境及び体制について改善・体制強化を図る。

市区町村における取組の充実

市区町村における相談支援体制の強化を図るため、引き続き、子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図るとともに、民生委員・児童委員など、身近な地域住民に対する児童虐待に関する普及啓発活動を強化する。また、地域における見守り活動の活性化を促すため、要支援児童の居場所づくり等の取組に対する補助を創設する。

市町村において、地域とつながりのない未就園児のいる家庭等への訪問支援を強化するため、育児不安のある家庭に継続的な訪問を行えるよう、補助を拡充する。また、訪問と併せて、育児用品の配布を行うなど、保護者が支援を受け入れやすくする取組に対する補助を創設する。

情報共有システムの構築

児童相談所・市区町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行うため、都道府県間におけるネットワークの構築を含め、児童虐待に関する情報共有システムの整備を進める。

保護者支援プログラムの推進

児童心理司等による心理療法等に加え、外部の精神科医師や臨床心理士等の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行うことにより、虐待の再発防止及び子どもの福祉の向上を図るとともに、保護者指導を行う人材の養成を進める。

親権者等による体罰禁止の広報啓発

児童虐待の根絶に向けては、発生予防のため、国民全体で「しつけのための体罰」を行わない子育てを推進していく必要がある。このため、体罰の禁止について、社会的認知度を高め、もって児童虐待防止対策の推進に寄与するよう、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行う。

2. 家庭養育優先原則に基づく取組の推進

家庭養育優先原則に基づき、

- ・ 里親養育支援体制の更なる充実を図るため、フォスタリング機関における24時間の相談体制等を整備する。また、里親委託前に、子どもと里親の交流や関係調整を十分に行えるよう、この間の旅費等の費用に対する補助を創設する。
- ・ 養子候補者の増加や高齢児への支援に対応するソーシャルワーカーを加配するモデル事業の創設など養子縁組民間あっせん機関に対する支援の拡充を図る。
- ・ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を推進する際、既存の建物を賃借して活用できるよう、改修期間中に発生する賃借料等の補助を創設する。

3. 虐待を受けた子どもなどへの支援の充実

施設内における子ども間の暴力等への対応や夜勤業務への対応を行うための補助者の配置に必要な費用への補助を拡充する。

児童養護施設等の退所者が集まり意見交換等を行える場を提供する経費の補助を創設するなど、子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制の構築を支援する。

4. 婦人保護事業の推進（再掲）

婦人保護施設において、学習指導員を配置するなどDV被害者等が同伴する子どもが適切に教育を受けられる体制整備や心理的ケアの体制強化を図る。また、婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもへの支援の充実を図るため、児童相談所等の関係機関と連携するコーディネーターを配置する。

令和2年度文部科学省予算概算要求の主要施策(子ども・子育て関係)

幼児教育の振興

(令和元年度予算額)
184億円

(令和2年度概算要求・要望額)
347億円+事項要求

1. 幼児教育無償化の実施

141億円+事項要求(141億円)

全ての子どもに質の高い幼児教育を保障するため、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」等を踏まえ、令和元年10月から実施される無償化措置を着実に実施する。

2. 幼児教育の質の向上

5.2億円(3.4億円)

幼児教育実践の質向上総合プラン

4.8億円(3.1億円)

幼児教育の無償化とあわせて、幼児教育の質の向上も極めて重要。平成30年4月から実施された幼稚園教育要領等を踏まえつつ、幼児教育の実践の更なる質の確保・向上を図る必要がある。そのため、地方公共団体における幼児教育推進体制の充実・活用強化、幼稚園等における人材確保の取組や質向上のための評価の在り方の研究、幼稚園教諭の専門性向上に向けた免許上進の推進、障害のある幼児や外国人の幼児など特別な配慮を必要とする幼児への教育の充実を支援するとともに、Society5.0時代の先端技術の活用も対象に教育課題に対応した実証研究等の事業を実施する。

幼児教育推進体制の充実・活用強化事業

2.3億円(1.5億円)

地方公共団体において、公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、担当部局の教育・保育内容面に係る事務の一元化や幼児教育センターの設置等、幼児教育の推進体制を構築している都道府県及び市町村を対象に、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援、幼小接続の推進等に必要な費用の一部を補助する。

幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業

0.5億円(0.2億円)

幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習等の開設数が少ないことから、講習等の開設支援を通じて一種免許状の取得機会を拡大し、幼稚園教諭の専門性の向上を図る。

幼稚園の人材確保支援事業

0.9億円(0.7億円)

幼稚園教諭の新規採用促進、離職防止・定着促進など、各地域における幼稚園の人材確保に向けた先導的な取組を支援し、有効な方法を検証・普及する。

幼児教育の質向上のための評価支援事業

0.3億円(0.3億円)

幼稚園等が教育活動や園運営について評価し更なる質の改善を図るとともに、評価結果を踏まえた自園の現状等を保護者などに伝えていくため、自治体等が各園の評価の実施を支援するモデル的な取組を開発し普及する。

特別な配慮を必要とする幼児への教育充実支援事業

0.4億円(新規)

障害のある幼児や外国人の幼児など特別な配慮を必要とする幼児の受入れを行う教諭等が、必要とされる知識を得ることができるよう、必要となる研修プログラムの開発及び指導上の配慮に関する研究を行う。

幼児教育の教育課題に対応した指導方法等充実調査研究

0.4億円(0.4億円)

小学校教育との接続、家庭教育との連携等、教育課題に対応した指導の在り方を調査研究する。また、Society5.0時代の先端技術の活用などを通じて、園内環境や幼児行動、教員の働きかけ等を総合的・多角的に捕捉・可視化し、幼児の豊かな行動を引き出す環境の構築や教師による適切な指導を支援するための実証研究を実施する。

幼稚園教育課程の理解の推進

0.3億円(0.2億円)

各幼稚園において新幼稚園教育要領の理解の下、適切な教育課程が編成・実施されるよう、研究協議会の開催や指導資料の作成を行い、新幼稚園教育要領に基づく充実した教育活動の展開を促進する。

ECEC Network事業への参加

0.1億円(0.1億円)

OECDにおいて計画されている「国際幼児教育・保育従事者調査」及び「幼児教育の多面的な質に関する調査研究」に参加し、幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータや各国の事例を収集する。 ECEC : Early Childhood Education and Care

3. 幼児教育の環境整備の充実

201億円+事項要求(39億円)

認定こども園等への財政支援

186億円+事項要求(34億円)

前年度予算額は、臨時・特別の措置(防災・減災、国土強靱化関係)11億円を除く

認定こども園の設置促進のため、認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進、研修等の実施、園務改善のためのICT化等を支援し、子供を安心して育てることが出来る体制の整備を促進する。

認定こども園施設整備交付金

175億円+事項要求(23億円)

【負担割合(認定こども園整備) 国1/2 市町村1/4 事業者1/4 等】

教育支援体制整備事業

11億円(11億円)

【負担割合(認定こども園等への移行支援) 国1/2 事業者1/2 等】

私立幼稚園の施設整備の充実

15億円+事項要求(5億円)

前年度予算額は、臨時・特別の措置(防災・減災、国土強靱化関係)8億円を除く

緊急の課題となっている耐震化のための耐震補強・改築、非構造部材の耐震対策等に要する経費とともに、防犯対策、アスベスト対策、バリアフリー化やエコ改修等に要する経費の一部を補助し、幼稚園の環境整備を図る。